

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: dowakai@khaki.plala.or.jp

第185号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

第23回全国大会を開催 人権擁護法案の早期制定を求める

中央本部では、第23回の全国大会を5月20日午後2時から、自由民主党本部8F大ホールに、来賓を含めて750名を集め開催した。

司会を東京都本部女性部長の新井裕美子さんが務め、開会の辞を上田藤兵衛副会長が述べた。

会長あいさつで上田卓雄会長は、「福田政権になったことで、自民党の人権問題等調査会が再開され、人権擁護法案を国会へ提出するため、これまで既に11回も調査会が開催さ



主催者を代表してあいさつする上田会長

れて議論が重ねられているが、楽観できる状況ではない。

しかし、部落差別の完全解消という観点から、人権侵害の簡易で迅速な処理と被害者の速やかな救済ができる制度を確立するため、粘り強く人権擁護法案の成立を目指す運動を展開していく。

なお、特に関西で多発している同和関係者の公務員の不祥事も、人権擁護法案の成立を困難にしている要因でもあるので、公務員になつている会員は、自分が不祥事を起こせば、部落差別を助長することに繋がるのだとの自覚を持ってもらいたい」と、人権擁護法案の成立に対する熱意と会員の自覚を促した。

来賓あいさつでは、自由民主党を代表して、人権問題等調査会の事務局長である鶴保庸介・参議院議員、(財)人権教育啓発推進センターの宮崎繁樹・顧問、全国同和教育研究協議会の荒木康雄・事務局次長、全国隣保館連絡協議会の中尾由喜雄・会長にあいさつをいただいた。

次に、出席いただいた自民党の衆・参国會議員ご本人様に限って紹介した。その後、祝電の一部を披露して開

今号の内容	
全国大会関係	1 P
来賓祝辞	2 P
来賓出席者	2・3 P
祝電	3 P
平成20年度運動方針	4～5 P
大会アピール	6 P
自民党人権問題等調査会	7～9 P
宮崎学さんの長期連載	10 P

会行事を終え、記念講演に移った。記念講演は、作家の宮崎学さんが、「突破者の憂い」を差別を再生産する社会とこのテーマで、マスコミの報道のあり方や現在の運動団体の姿勢に疑問を投げかけられた。

議事では、議長に阪本孝義総務委員長と堀田乃武美教育啓発委員長が就き、第1号議案の平成19年度事業報告及び同決算報告については、山口勝広事務局次長が一括提案し、承認された。

第2号議案の平成20年度運動方針案及び同事業計画案並びに同予算案については、平河秀樹事務局次長が一括提案し、承認された。

第3号議案の大会アピール案については、荒川恵美子女性部長が朗読提案し、承認された。

以上で大会議事を終え、閉会行事に移り、閉会の辞を川上高幸副会長が行い、第23回全国大会を終えた。

来賓祝辞 (要旨)



人権問題等調査会
事務局長
鶴保 庸介
参議院議員

私の身近にも部落出身ということ
で結婚差別をうけた人がいて、なん
とかしなればとライフワークの一
つにしている。調査会の議論で大き
な柱になっている中に逆差別の問題
があり、これは私たちも襟を正し、
慎重派も賛成派もなく自民党を挙げ
てよくやったといわれるような法案
作りに努力をしていく。



(財)人権教育啓発
推進センター
宮崎 繁樹
顧問

今まで人権擁護委員制度があるが
権限が弱すぎて有効適切な人権擁護
ができないとして、国民を代表する
公的な立場から判断し、ある程度の
強制力を持ちながら人権侵害の被害
者救済をやっていく「人権委員会」
が必要だとする答申が出された。国
内人権委員会の設置は国際社会から
の要請でもある。



全国同和教育
研究協議会
荒木 康雄
事務局次長

法失効後、同和地区生徒の高校進
学率の格差が4.5ポイントから約
8.9ポイントに広がってきてい
る。進学率の格差は将来の同和地区
全体の格差として固定され、それが
差別意識の温存助長につながる
か心配である。部落差別を一日も早
く根絶し、人権が保障される社会を
建設するために法の制定を共に進め
たい。



全国隣保館
連絡協議会
中尾 由喜雄
会長

さまざまな人達、或いは社会的弱
者と言われる人達の生活そのものか
ら出てくる悩みや相談の受け皿にな
り、それを解決することによって日
本社会全体の人権を高めていくこと
ができるよう、隣保館職員の専門性
を高めるための資格認定制度を今年
度から発足させるので協力をいただ
き、隣保館の活性化を共に進めたい。

来賓出席者

衆議院議員 (本人)

- いざわ京子(比近畿)▽伊藤忠彦(愛知8)▽衛藤藤士郎(大分2)▽小淵優子(群馬5)▽大前繁雄(兵庫7)▽鍵田忠兵衛(比近畿)▽川条志嘉(大阪2)▽木原誠二(東京20)▽佐田玄一郎(群馬1)▽坂本哲志(熊本3)▽櫻田義孝(千葉8)▽清水鴻一郎(比近畿)▽塩野 立(静岡8)▽七条 明(比四国)▽田村憲久(三重4)▽高市早苗(奈良2)▽高木 毅(福井3)▽竹本直一(大阪15)▽竹田良太(福岡11)▽谷 公一(兵庫5)▽中谷 元(高知2)▽中根一幸(比北関東)▽葉梨康弘(茨城3)▽萩原誠司(比中国)▽橋本 岳(比中国)▽林田彪(比九州)▽広津素子(比九州)▽福岡資麿(佐賀1)▽山本ともひろ(比近畿)

参議院議員 (本人)

- 神取 忍(比例)▽岸 信夫(山口)▽鶴保庸介(和歌山)

その他

- (財)人権教育啓発推進センター
顧問 宮崎繁樹
- 全国同和教育研究協議会
事務局次長 荒木康雄
- 全国隣保館連絡協議会
会長 中尾由喜雄

衆議院議員 (代理)

- 阿部俊子(比中国)▽赤沢亮正(鳥取2)▽麻生太郎(福岡8)▽井上信治(東京25)▽石破 茂(鳥取1)▽猪口邦子(比東京)▽今村雅弘(佐賀2)▽岩屋 毅(大分3)▽宇野 治(比近畿)▽上野賢一郎(滋賀1)▽江崎鐵磨(愛知10)▽小川友一(東京21)▽小此木八郎(神奈川3)▽尾身幸次(比北関東)▽大前繁雄(兵庫7)▽大村秀章(愛知13)▽岡本芳郎(比四国)▽奥野信亮(奈良3)▽加藤勝信(比中国)▽金子善次郎(比北関東)▽鴨下一郎(東京13)▽木村太郎(青森4)▽木村隆秀(愛知5)▽木村義雄(香川2)▽北川知克(大阪12)▽古賀 誠(福岡7)▽後藤田正純(徳島3)▽河本三郎(兵庫12)▽清水清一朗(比東京)▽関 芳弘(兵庫3)▽藺浦健太郎(千葉5)▽田中和徳(神奈川10)▽平将明(東京4)▽竹下 亘(島根2)▽棚橋泰文(岐阜2)▽谷本龍哉(和歌山1)▽寺田 稔(広島5)▽とかしきなおみ(大阪7)▽戸井田徹(兵庫11)▽渡海紀三朗(兵庫10)▽中川昭一(北海道11)▽中川秀直(広島4)▽二階俊博(和歌山3)▽西村明宏(宮城3)▽西村康稔(兵庫9)▽西本勝子(比四国)▽額賀福志郎(茨城2)▽野田 毅(熊本2)▽原田義昭(福岡5)▽平井たかや(香川1)▽福井照(高知1)▽保利耕輔(佐賀3)▽牧原秀樹(比北関東)▽増原義剛(比中国)▽松浪健太(大阪10)▽三ツ林隆

志(埼玉14)▽宮路和明(鹿児島3)▽
宮下一郎(長野5)▽村田吉隆(岡山
5)▽茂木敏充(栃木5)▽谷津義男
(群馬3)▽山際大志郎(神奈川18)▽
山口泰明(埼玉10)▽山本幸三(比九
州)

参議院議員(代理)

岩永浩美(佐賀)▽衛藤晟一(比例)
▽岡田 広(茨城)▽川合常則(富山)
▽木村 仁(熊本)▽小池正勝(徳島)
▽坂本由紀子(静岡)▽椎名一保(千
葉)▽鈴木政二(愛知)▽伊達忠一(北
海道)▽谷川秀善(大阪)▽中川雅治
(東京)▽中村博彦(比例)▽藤井孝男
(岐阜)▽松村龍二(福井)▽松山政司
(福岡)▽山内理央(香川)▽山崎正昭
(福井)▽山本一太(群馬)▽吉田博美
(長野)▽吉村剛太郎(福岡)▽若林正俊
(長野)

祝電

衆議院議員

井脇ノブ子▽伊吹文明▽石田真敏
▽大塚高司▽小島敏男▽清水鴻一郎
▽鈴木淳司▽谷垣禎一▽谷本龍哉▽
とかしきなおみ▽中川やすひろ▽中
山泰秀▽二階俊博▽野田聖子▽原田
憲治▽武藤容治▽柳本卓治

参議院議員

秋元 司▽北川イツセイ▽鈴木政
二▽二之湯智▽藤井孝男▽松田岩夫

その他

法務省人権擁護局
人権啓発課長 亀田 哲
元衆議院議員 野中広務
前衆議院議員 左藤 章

大阪府関係

知事 橋下 徹▽府政策企画部人
権室長 小谷俊秀
府議会議員
浅田 均▽井上哲也▽岩木 均▽
浦野靖人▽川合通夫▽北川法夫▽又
イ和幸▽東 徹▽松井一郎▽横山
やすゆき

大阪市長 平松邦夫一▽堺市長
木原敬介▽同市議会議員 平田たか
あき▽同馬場伸幸▽同自由民主党市
民クラブ▽阪南市長 岩室敏和▽枚
方市長 竹内 脩▽泉大津市長 神
谷 昇▽四條畷市長 田中夏木▽大
阪狭山市長 吉田友好▽河内長野市
長 橋上義孝▽和泉市長 井坂善行
▽大東市長 岡本日出土▽泉南市長
向井通彦▽藤井寺市長 國下和男▽
守口市長 西口 勇▽柏原市長 岡
本泰明▽東大阪市長 野田義和▽箕

面市長 藤沢純一▽交野市長 中田
仁公▽岸和田市長 野口 聖▽羽曳
野市長 北川 嗣雄▽豊中市長 浅
利敬一郎▽高石市長 阪口伸六▽富
田林市長 多田利喜▽松原市長 中
野孝則▽摂津市長 森山一正▽八尾
市長 田中誠太▽池田市長 倉田
薫▽田尻町長 金田 通▽忠岡町長
和田吉衛▽河南町長 武田勝玄▽島
本町長 川口 裕▽熊取町長 中西
誠▽千早赤阪村長 松本昌親

京都府関係

知事 山田啓二▽府教育委員会教
育長 田原博明▽府議会議員 家元
丈夫
府議会議員
奥田敏晴▽近藤永太郎▽菅谷寛志

▽坪内正一

京都市長 門川大作▽同市議会議
長 富きくお
同市議会議員
小林正明▽田中セツ子▽田中英之
▽中村三之助▽巻野 渡▽吉井あき

▽ら

亀岡市長 栗山正隆▽木津川市長
川合規子▽南丹市長 佐々木稔納
▽長岡京市長 小田 豊▽宮津市長
井上正嗣▽向日市長 久嶋 務▽宇
治市長 久保田勇▽福知山市長 高
日音彦▽城陽市長 橋本昭男▽京田
辺市長 石井明三▽京丹後市長 中
山 泰▽精華町長 木村 要▽与謝
野町長 太田貴美▽笠置町長 松本
勇▽和束町長 堀 忠雄▽伊根町長
吉本秀樹▽京丹波町長 松原茂樹▽
久御山町長 坂本信夫▽宇治田原町
長 奥田光治

和歌山県関係

知事 仁坂吉伸▽県議会議長 中

村裕一▽県人権啓発センター理事長
津田 幸
和歌山市長 大橋健一▽田辺市長
真砂充敏▽紀の川市長 中村慎司▽
橋本市長 木下善之▽上富田町長
小出隆道▽印南町長 玄素彰人▽白
浜町長 立谷誠一▽みなべ町長 山
田五良▽かつらぎ町長 山本恵章▽
日高町長 中 善夫▽北山村長 奥
田 貢

岐阜県関係

知事 古田 肇▽県教育長 松川
禮子▽県環境生活部長 古田 常道
▽県商工会連合会長 若林 一
岐阜市長 細江茂光▽関市長 尾
藤義昭▽養老町長 稲葉貞二▽垂井
町長 中川満也▽十六銀行頭取 小
島伸夫▽大垣共立銀行頭取 土屋
嶋▽岐阜銀行頭取 大熊義之▽岐阜
信用金庫理事長 小川二郎▽大垣信
用金庫理事長 西脇史雄

愛知県関係

県民生活部人権同和監 島崎利男
▽県議会議員 浜田一徳▽県議会議
員 中野浩美▽名古屋市長議会議員
中里高之▽知立市長 本多正幸▽清
須市長 加藤静治▽甚目寺町長 村
上浩司▽春日町長 河合幹雄▽七宝
町長 近藤 智

長野県関係

小諸市長 芹澤 勤

福岡県関係

築上町長 新川久三

熊本県関係

嘉島町長 荒木泰臣▽同教育長
六嘉 晋

平成20年度運動方針

はじめに

安倍総理が退陣し、福田総理になったことから、昨年12月に再開された自民党「人権問題等調査会」は、「人権擁護法案」を早期に国会へ提出するため、識者からのヒヤリングなど、昨年度末までに既に7回の会議を重ねている。

精力的に会議を重ねていることもあって、意見が集約されつつあり、修正案にこの意見がどこまで反映されるかが今後の大きなポイントになる。

同和問題の完全解決には、「人権委員会」の設置を中心とする「人権擁護法案」の成立は必要不可欠であることから、大胆な修正にも応じていく。

また、障害者基本法が平成16年6月に改正され、障害者計画が都道府県は努力義務から義務に、昨年の4月からは市町村も障害者計画が義務付けられ、ほぼすべての市町村で策定されているので、この計画の実施を求めている。その際「障害者基本計画」が平成15年度から平成24年度までの10年間定められており、平成15年度から平成19年度を前期として「重点施策実施5か年計画」が実施され、本年度から平成24年度までの後期として「重点施策実施5か年計画」が昨年の12月に策定されているので、この実施計画に沿った内容であるかを確認する。

また、「障害者自立支援法」の成立で、これまでの「応能負担」から「応益負担」に移行したことで負担増になっていることから、負担を軽減する「特別対策」を行っているが、支援法の抜本改正を求めていく。

1. 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者や障害者が自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーを中心とする「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みをも展開し、ノーマライゼーションを達成する。

地域の拠点になる隣保館については、バリアフリー化への改修費補助があるので積極的に活用していく。

バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。

バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（通称、ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称、交通バリアフリー法）を統合した新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称、バリアフリー新法）が、施行されているので、この「バリアフリー新法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建て替えを行う際については、定期借地権なども考慮しつつも、払い下げを積極的に求めて、これを機会に「人権のまちづくり」を具現化する総合計画の策定を市町村に求めていく。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すために、例えば妊婦割引の導入などの工夫をして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤独死を

防止する手立てを講じるよう、市町村に要求していく。

批判の対称になっている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応益制度を取り入れ暫時見直しを進めていくことになっているが、応能応益制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。

また、政府の三位一体の改革から、地域の拠点である隣保館の運営費や施設整備費も削減されていく可能性も否定できないことから、隣保館の同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に果たす役割の大きさを訴え、削減ではなく、拡充を厚生労働省に求めていくとともに、地方公共団体へも隣保館の活性化を求めていく。

2. 産業基盤の確立と就労対策

同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特有性をもっている。公共事業が年々減少していくこのような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。

業種転換する場合には、政府が中小・零細業者向けセーフティネットとして実施している各種融資制度の有効活用や各都道府県のホームページで最新の情報等を有効利用するとともに、都府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

を最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の斡旋ができるようになったこと、現在様々な雇用対策が実施されているので都道府県と連携を図り、未就労をなくしていく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいることで、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人需要が非常に高くなっているため資格の取得を奨励していく。

農林漁業者については、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットなどを活用して販路の拡大を図る。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理をさせることになっているので、隣保館なども対象になることから、各都道府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議していく。

いづれにしても、最新の情報を得るため中央本部は各都府県と、都府県本部は都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府県本部内に相談業務を確立していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深めていくと同時に、障害者の雇用をも促進するため、法定雇用率（常用労働者が56人以上の民間企業1.8%）を下回る企業については、特に積極的に雇用するよ

う求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、ILO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

3. 教育・啓発

教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されており、基本計画も策定実施されているので、この法律を有効活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深め、企業内の人権研修の充実に努めていくとともに、未設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

奨学資金を扱う日本育英会の独立行政法人化で、名称が日本学生支援機構になり、大学はそのまま日本学生支援機構が取り扱い、高等学校の奨学資金は都道府県に移管された。私どもの運動で創設された奨学資金は学力要件がなく誰もが貸与される制度であったが、残念ではあるが三位一体の改革から廃止になり、都道府県が一般対策として継続していくことになった。一般対策に移行するに当たっては学力要件を撤廃するよう都道府県を指導するよう文部科学省に要請していたが、都道府県の財政状況によっては学力要件が残っていることも考えられるので、残っている場合には条件としないよう都道府県に要請していくとともに、これを機会に専門学校についても、対象

に加えるよう要請していく。

また、すべての学校がバリアフリー化され、車イスでも通学できるよう、文部科学省に促進を求めていくと同時に、児童・生徒の人権を侵害する教師の差別言動が少なからず発生していることから、教職員に対する人権研修の徹底をも求めていく。

今後、小・中学校では、地域に開かれた学校を目指すとして、学校評議員制度など保護者が学校運営に直接関与できるようにするので、積極的に関与していく。

本年度中に「人権教育の指導方法の在り方について」(第3次とりまとめ)が文部科学省でまとめられ、各学校に配布されることから、その実施を求めていく。

特に、カリキュラムには、最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施されるよう働きかけを。

また、導入することに賛否が分かれ、現在では少し後退している学校選択制度については、解決しつつある同和問題を逆行させる可能性と、これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性もあることから、導入には断固として反対していく。

4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

人権侵害の処理及び被害者の救済については、私ども自由同和会が求めている、国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を含む「人権擁護法案」が必要不可欠であるので、再出発を図り、是が非でも成立を図らなければならない。

「人権委員会」が創設されるまでは、平成15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での対応になるが、差別での泣き寝入りは絶対にはさせないとの強い気持ちで、「人権侵犯事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

また、最近、一部運動団体が部落地名総鑑を発見したと騒いでいるが、高度に発展しているインターネット社会と、同和対策事業で対象地域が以前の面影を残さないほど環境整備が図られた地域、まして混住化が進んだ地域の現状を勘案すれば、部落地名総鑑の持つ意味が以前ほど重大ではなく、当然取扱についても違いが出てくると思われる。

同和対策事業が実施される前の劣悪な環境では、対象地域を知られば差別の助長に繋がったが、現在の対象地域を見ても差別心は芽生えないであろう。

なおかつ、同和問題を少し勉強すれば対象地域には隣保館や改良住宅が建設されていることが分かり、インターネットで県や市町村のホームページで隣保館や改良住宅を検索すれば、対象地域の所在はすぐに判明するし、航空写真や衛星写真で対象地域全体を観ることもできる。

対象地域に入れば、同和問題を解決するための看板やポスターが目につくし、人権週間になれば隣保館などに垂れ幕や横断幕などが掲げられ、対象地域であることを知らせている。

また、隣保館が行っている交流事業に参加する人達もすべて知ることになる。

したがって、対象地域の所在をあえて公開する必要はないが、部落地名総鑑を発見しても、差別の助長になると大騒ぎするのではなく、淡々と処理す

ればいいことで、未だに差別があることの根拠にすることは差別の現状を見誤る危険な所業といわざるを得ない。

対象地域に住む人達を差別しようとする悪意を持った確信的な人は絶対になくならない。そのようなレイシストが部落地名総鑑を作成してインターネットに流すなど悪用した場合には、毅然として対処することは当然であるが、今や混住化が進み半数以上は関係者以外の人達であることを広報することのほう部落地名総鑑を無意味にする近道ではないだろうか。

ついでに

これからの運動は、行政依存の体質から脱皮し、借りたものは返し、支払う義務があるものは支払うなど、これまでのような横暴・横着は許されない。

特に関西で多く発生している一部運動団体関係者の不祥事によって、団体への嫌悪感が増し、対象地域を忌避する傾向が強まっていることから、対象地区からも団体不要論が始まっている。本気で差別を解消していくには、差別される要因がわれわれにあるのなら改善していく努力が求められる。

そして、自分が住む地域では、どのような差別・格差(結婚差別、就職差別、土地の価格、差別落書き、差別投書、差別書き込み、環境改善、所得、就労形態、失業率、生活保護率、学力と就学、など)が現存するのかを主観ではなく客観的に、かつ、正確に把握して、その問題の是正を図るために、各支部それぞれの方針で運動を展開する、細分化された活動が必要になってくる。

大会アピール

昨今の地方公共団体が実施している県民及び市民の人権問題に関する意識調査では、同和問題に関しては大半が前回調査より忌避意識が顕著に増加する傾向にあるようだ。

これまで多少の前後はあっても、着実に同和問題に対する差別意識は解消に向かっていった。

このことは何を意味しているのか。

忌避意識が増えた要因は明白である。

一部の同和運動団体と行政との異常なまでの癒着構造がもたらしたと言える数々の事件、特に関西地方で多発し、最近では中国地方にも飛び火している同和運動団体幹部の不祥事や同和運動団体が推薦して地方公共団体の職員として雇用する選考採用（優先雇用）で、雇用された職員の常識では考えられないあきれた実態が新聞やテレビなどのメディアで報道されたことによって、衆目の認めることになったことである。

特権を認め続けてきた行政の怠慢と責任は重いが、そのことに胡坐をかいてきた同和団体と見過ごしてきた一部地域住民にも重大な責任がある。

このような実態は、遅かれ早かれ暴かれるものであり、部落差別が多発する極めて厳しい状況であれば特別待遇も大目に見られたであろうが、解消の過程にある現状では甘えは許されないからである。

今や優遇策は差別を助長することになっていないだろうか。部落だから、部落出身だから、という特権意識は捨てなければならない。

自分たちの考えを押し付けるだけではなく、国民の声に謙虚に耳を傾け、是正すべきは是正し、子どもや孫のために差別されない地域づくりに、自分は何ができるのかを自問しながら、「子どもや孫のために」を運動の基本にし、一部運動団体の不祥事による嫌悪感のばら撒きが差別を助長していることに学び、忌避意識を醸成する運動団体に対する嫌悪感で差別の再生産にならぬよう、われわれは、団体を存続させるための運動ではなく、部落差別をなくすための運動に組織の総力を上げて展開することを宣言する。

2008年5月20日

自由同和会
第23回全国大会

自民党 人権問題等調査会

自民党の人権問題等調査会(会長 太田誠一・衆議院議員)は、人権擁護法案を国会へ提出するために、精力的に調査会を開き合意形成を図ったが、強大な権限を持つ「人権委員会」を設置することは、憲法で保障する言論・表現の自由を脅かすことに繋がるので容認することはできない。この姿勢は変わらざるに、これまでの議論を踏まえた法案として、「話し合い解決」等による人権救済法(案)を5月29日開催の第12回目の調査会で太田私案として提出された。



太田私案が出された第12回調査会



百地、山崎両教授からのヒヤリング (第15回)

第1回	12月3日	午後4時
第2回	2月13日	午前8時
第3回	2月29日	午前10時
第4回	3月11日	午前8時30分
第5回	3月14日	午前8時30分
第6回	3月19日	午前8時30分
第7回	3月28日	午前8時
第8回	4月4日	午前8時30分
第9回	4月11日	午前8時
第10回	4月16日	午前8時30分
第11回	4月23日	午前8時
第12回	5月29日	午前8時
第13回	6月4日	午前8時
第14回	6月6日	午前8時
第15回	6月11日	午前8時

今後引き続き会議が開催される。

救済の対象から除外すべき類型

次のような場合には、人権侵害の申出があっても、救済の対象から除外する事を法律に定める。

- ① 申出の内容に、次のような事情が認められるとき
 - A 学術上の論議、歴史上の事象又は宗教上の教義についての見解を根拠・前提として被害を受けたと主張するもの
 - B 法令が憲法に違反する旨の見解を根拠・前提として被害を受けたと主張するもの
 - C これらのほか、その性質上、人権救済機関の調査・措置に馴染まないもの
- ② 不正な利益を得る目的、他人の名誉を毀損する目的その他の不当な目的でされたと認められるとき
- ③ 被害が発生しておらず、かつ、発生するおそれがないことが明らかなき
- ④ 名誉毀損については、公共利害事実に係わり、かつ、公益目的であったと認められるとき

「話し合い解決」等による人権救済法(案) (新規)①

略称 話し合い解決法

人権問題等調査会会長 太田誠一

I. 目的: 差別や虐待など人権侵害に対する現行の救済制度を明文化し、加えて「人権侵害を行ったとされる側との話し合いによる解決」等の新たな救済制度を導入し、人権問題を法の支配の下に置く (新規)②。

II. 人権救済対象の限定

現在でも行っている援助など任意の人権救済の対象を、憲法14条が定める人種等による差別、障害疾病による差別、及び職務上の地位を利用して行う性的な言動、優越的な立場においてする虐待などの人権侵害、及び名誉毀損・プライバシー侵害に限定する (新規)③④。

人権救済の対象のうち「話し合い解決」等の対象となる類型を次のものに限定する (新規)⑤。

公務員及び事業者・雇用主が行う差別的取扱い

公務員が行う虐待、児童虐待、施設内虐待他

反復して行う差別的言動

職務上の地位を利用して行う性的な言動のうち、被害者を畏怖困惑させるもの

差別的取扱いを誘発する差別助長行為、及び差別的取扱いの意志表示

ただし「話し合い解決」等は、事実の確認(調査)に基づく調停仲裁・勧告・訴訟援助等を言う。

III. 制度濫用の防止

【制度濫用の防止】申し立てられる側に不利益となる措置は、その対象を、合理的に正当化できない行為(不法行為)に限定し (新規)⑥、勧告に対しては不服申し立てができる。

また、特定の歴史観に基づく被害申し立て等救済の対象から除外すべき類型を列挙する(別紙参照) (新規)。

【申し立てられる側の保護】申し立てられる側が、申し立て自体を不当として対抗措置をとれることとする制度を創設し、同一の救済手続きの中で処理するものとする (新規)⑦。

IV. その他

1. 「話し合い解決」等は委員会の責任で行い、随時民間ADRを活用する (新規)⑧。
2. 差別的言動に対する調査については、過料の制裁を除く (新規)⑨。
3. 報道機関については特別な取り扱いをせず法の下に平等な扱いとし、「話し合い解決」等の対象とするかについては、将来検討課題とする (新規)⑩。
4. 人権擁護委員については現行制度を維持する (新規)⑪。

解 説

— 人権問題等調査会における議論に応えた 11 項目 —

- ① 法案の名称は、名は体を表わすこととするため「話し合い解決」法とした。

I. 目的：

- ② 人権尊重社会の実現などといった大上段に振りかぶった目的とせず、「法の支配の下で人権紛争を解決する」ことを目的とした。

II. 人権救済対象の限定

- ③ 人権の定義や人権侵害の定義を行わず、人権侵害の類型を列挙して、それらだけを救済の対象とする法律とした。
- ④ 任意の救済の対象から、「近隣との紛争」のようにいずれか一方が優越的立場にあるとは言えない類型を除外した。
- ⑤ 「話し合い解決」の対象から具体的な内容を明示しない条項（バスケットクローズ）を除外し、差別的言動を反復して行われるものに限定し「言論の自由を妨げる」とする懸念に応えた。

III. 制度濫用の防止

- ⑥ 勧告など申し立てられる側に不利益な措置の対象を、「不法行為」に限定することにより、「委員会」は過去の判例によってしか判断することができなくなる。
- ⑦ 申し立てられる側が申し立て自体を不当として人権侵害の救済を求めることができるとしたことは濫用に対する強い牽制となる。

IV. その他

- ⑧ 民間ADRを活用するとは、行政各部から独立して設けられる「委員会」に『話し合いによる解決』を進める際、調停仲裁については「委員会」の責任において民間弁護士に委託してもよいということ。
- ⑨ 差別的言動に関しては委員会の調査を拒否した場合においても過料を課さないこととし、「言論の自由を妨げる」とする懸念に応えた。
- ⑩ 報道関係も「法の下に平等」とし、行き過ぎた取材活動（メディアスクラム）を問題にする条項は設けないこととする。
- ⑪ 人権擁護委員の制度を現行通りとすることにより、外国人は除外される。

お知らせ

宮崎学さんのご厚意で「融和運動の再評価」
とのテーマで長期の連載を
今月号から始めることになりました。

当面の掲載予定

- 1話 融和運動の再評価
解放と改善
- 2話 全国水平社と南梅吉
- 3話 侠客と水平運動 増田伊三郎
のこと
- 4話 侠客と水平運動 今田丑松
のこと
- 5話 階級的な水平運動の弊害



自由同和会第23回全国大会で記念講演を行う宮崎さん

プロフィール

宮崎 学 (みやざき・まなぶ)

1945年、京都府生まれ。
早稲田大学法学部中退。

1945年、京都・伏見のヤクザ、
寺村組組長の父と博徒の娘である母
の間に生まれる。

早稲田大学在学中は学生運動に没
頭し、共産党系ゲバルト部隊隊長と
して名を馳せる。

『週刊現代』（講談社）記者を経て、
家業の解体業を兄とともに継ぐが倒
産。

その後、グリコ・森永事件では「キ
ツネ目の男に擬され、重要参考人M
として警察にマークされるが、事件
は2000年2月13日に時効を迎え
真相は闇に消えた。

1996年10月、自身の半生を
綴った『突破者』（南風社、幻冬舎
アウトロー文庫）で、作家デビュー
した。

2005年には英語版『TOPP
AMONO』も翻訳出版された。
近年は、警察の腐敗追及やアウト
ローの世界を主なテーマにした執筆

活動を続けている。
(MIYAZAKI manabu
official website) より

融和運動の再評価 1
解放と改善

宮崎 学

先頃、かつて過激派革マル派副議長
で動労・JR東労組委員長だった松
崎明をインタビューして『松崎明秘
録』（同時代社）をまとめた。

松崎の話で印象的だったのは、「革
命的労働運動」なんてない、労働運
動は改良的なもので革命運動とは別
だといっていたことだ。革命的マル
クス主義者だったときからそう思っ
ていて、革マル派主流から糾弾され
ながらも改良路線を貫いたことが、
国鉄・JRの労働運動を守り発展さ
せることにつながったというのだ。

かつての労働運動では、改良とい
うのは妥協にすぎず、革命を起さざ
なくては搾取をなくせないからだめ
だという考えが支配していたから、
改良を重視する方針は革命を阻害す
る改良主義として排撃されたもので
ある。ところが、その革命至上主義
の最たるものだった革マル派の労働
運動でも、ほんとうの実態において
は、改良を重視したからこそ守り発
展できたということなのだ。

改良を重視するということは労働
者の抱えている問題を階級対立に解
消しないということだ。そして、そ
のような立場は、革命至上主義から

は強調主義として排撃された。

これを被差別部落の問題にあては
めて考えると、革命は解放に、改良
は改善に、協調は融和にあたる。部
落解放運動においても、部落の生活
改善を差別からの全面的解放に従属
させなければならぬとして、改善
を重視する立場を融和主義として排
撃する考え方が支配的だったのだ。

しかし、労働運動において、革命
至上主義ではなく、改良を重視した
路線を採ったからこそ生き延び発展
できたのと同じように、戦前以来の
部落解放運動においても、たとえ解
放と糾弾が前面に出た運動にあつて
も、それを底支えしてきたのは、実
は、妥協と取引を含めて一般社会と
の融和を図りながら、生活改善を進
めてきた活動だったのである。

それらをすべて融和主義と決め
つけて否定するのは、運動の実態
をわざと見ようとしなないイデオロ
ギーというべきである。私自身は、
1922年（大正11年）の水平社創
立宣言、1946年（昭和21年）の
部落解放人民大会の宣言などに示さ
れた部落解放の立場を支持し、あく
まで被差別部落の解放をめざす立場
であるが、そのためにも、融和主義
と一括否定されてきた運動の見直し
と再評価が必要だと考えている。

前に被差別部落から日本の近代化
を見直す『近代の奈落』（幻冬舎文
庫所収）を書いたときに、そのこと
を痛感した。これから、それを歴史
に沿って見ていくことにしたい。